

(原則として取得希望日の2週間前までに学校に提出すること)

* 期限を過ぎると給食費や舎食費の負担が発生する場合がありますのでご注意ください。

(欠食届を7日前までに担任等が作成・提出する必要があるため)

* 楽メの「欠席」連絡で、理由に「〇月〇日～〇月〇日まで家族休暇のため」と入力して届けた場合、「家族休暇届」と同じ扱いになります。

令和 年 月 日

家族休暇届

県立名護特別支援学校長 殿

県立名護特別支援学校

学部

年 組

児童・生徒氏名

保護者氏名 (自署)

令和 年 月 日～ 令和 年 月 日まで家族で過ごすため、県立学校家族休暇を取得します。

☐ 確認事項の内容を確認しました * ☒ を入れてください

*****【確認事項】*****

1 家族休暇を取得できない日

学級、学年、学校全体の活動がある日

(1) 儀式的行事の日 : 始業式、終業式、修了式、入学式、卒業式

(2) 学校行事等のある日 : 体育成果発表会、職業・家庭成果発表会、学習発表会、修学旅行等

(3) 進路決定関連の日 : 高校入試、就業体験実習等

(4) その他学校が定める日 : 記念式典等

※ 本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合は取得できないこともあります。

2 授業への対応

家族休暇は通常の欠席と同様の対応となりますので補習等はいりません。授業のプリント等については、担当の先生にお問い合わせください。

3 安全確保

家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様で幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。